

令和5年度 近江八幡市結婚新生活支援補助金

結婚新生活を応援します

※予算に達し次第
受付終了します

【申請期間】

令和5年6月1日～令和6年2月29日

【補助金額】

住居費用及び引越し費用を合算した金額。
但し、世帯あたりの上限あり。

夫婦ともに29歳以下
上記以外の新婚世帯

60万円
30万円



✿ 補助対象世帯

※次の条件に全て該当する世帯

- ・申請時、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっている
- ・令和5年3月1日から令和6年2月29日の間に婚姻届を提出し受理され、婚姻日時点で、夫婦ともに年齢が39歳以下
- ・令和4年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満（令和5年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和3年分の合計所得金額）
- ・夫婦のいずれも同様の補助金や他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- ・夫婦のいずれも市税の滞納がない
- ・夫婦の双方又は夫若しくは妻が日本国籍を有していない場合は、日本の永住権を有していること。

✿ 補助対象経費

※令和5年4月1日から令和6年2月29日までに支払った経費

- ・住宅の購入費用
- ・住宅の賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金等）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）

◎その他、詳細については下記のQRコードから市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

近江八幡市総合政策部企画課

TEL：0748-36-5527 / FAX：0748-32-2695

E-mail：010202@city.omihachiman.lg.jp

